



愛知県の社会的養育推進計画

あいちがみんプラン2020-2024から

第3章-Ⅲ-基本施策16 社会的養育の体制整備

※表・グラフの数字は、愛知県福祉局調べ名古屋市を除く

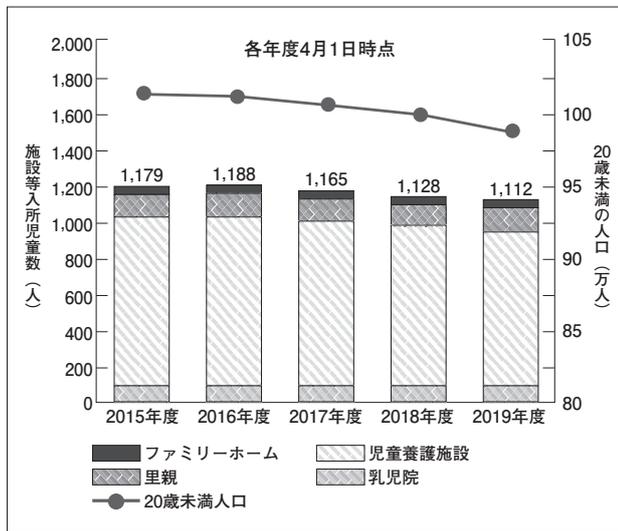
◇前プラン計画期間（2015年から2019年まで）の取組

県は、社会的養護を必要とする子どもの家庭養育（里親・ファミリーホーム）を優先する取組を推進するとともに、施設養育（児童養護施設・乳児院）についてもできる限り家庭的な養育環境の形態とするため、施設の小規模化・地域分散化を行いました。

◇現状と課題

愛知県（名古屋市を除く）では、20歳未満の人口数は減少傾向にあります。養護相談件数の増加等により、施設等入所児童数は、ほぼ横ばいとなっています。

施設等入所児童数の推移



2016年の改正児童福祉法において、児童が家庭において健やかに養育されるよう、保護者を支援するこ

里親等委託率の推移

年度	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
愛知県	12.0	12.4	13.1	13.6	13.9	14.7	13.8	14.5	14.2	15.9
全国(平均)	11.1	12.0	13.5	14.8	15.6	16.5	17.5	18.3	19.7	—

(単位：%)

とを原則とした上で、家庭における養育が困難または適当でない場合には、まずは養子縁組や里親等への委託を進めることとし（家庭養育優先原則）、それが適当でない場合には、児童養護施設等における小規模グループケアなどのできる限り良好な家庭的環境で養育されるよう、必要な措置を講ずることとされました。

この児童福祉法等の改正を受けて、国において、2017年8月に今後の社会的養育のあり方を示す「新しい社会的養育ビジョン」がとりまとめられました。このビジョンでは、子どもの最善の利益を念頭に改正児童福祉法に基づく社会的養育の全体像が示され、その理念等を具体化するとともに、実現に向けた改革の工程と具体的な数値目標が示されています。

県においても、ビジョンの実現に向け、子どもの権利保障のため、新しい数値目標等を盛り込んだ「社会的養育推進計画（計画期間：2020年度から2029年度まで）」を策定することとされています。

里親制度は、虐待等により心に傷を負った子どもを自らの家庭に迎え入れ、温かい家庭的な雰囲気の中で養育することができ、愛着形成の観点から非常に望ましい制度です。

これまで、愛知県では家庭養育を優先する取組を推進してきましたが、今後、さらに里親等委託を推進していく必要があります。



特集 I : 愛知県の社会的養育推進計画

2018年度末時点の登録里親数は415人で登録里親数は年々増加していますが、登録里親のうち、子どもを受託している里親の割合は、過去5年間20%~30%程度で推移しています。受託割合が伸びない要因の1つは、「養育里親」の約7割が「養子縁組里親」との重複登録者で、主に特別養子縁組を希望している方が多いという状況があります。家庭養育をさらに推進していくうえでは、家庭での養育が困難な子どもの受け皿となる養育里親希望者の確保が必要です。

ファミリーホームの設置状況は、2018年度末時点で8事業者定員48人であり、2013年度末から2カ所12人の増加に留まっています。養育者の住まいにおいて一定人数の子どもを養育するファミリーホームについても、さらに設置を推進していく必要があります。

登録里親数の推移

年度	2014	2015	2016	2017	2018
養育里親	297人	323人	348人	375人	405人
専門里親	26人	24人	26人	26人	25人
養子縁組里親	178人	206人	226人	228人	266人
親族里親	2人	2人	2人	1人	4人
計	317人	344人	374人	382人	415人
受託里親数	99人	92人	102人	102人	105人
受託割合	31.2%	26.7%	27.3%	26.7%	25.3%

注) 複数種類の里親登録が可能であり、登録里親数の計と里親の合計は一致しない。

愛知県では、できるだけ速やかな、パーマネンシー保障が愛着関係の形成を始めとした健全な発達にとって有効であるとの考えから、特別養子縁組を前提とした新生児里親委託を推進しており、1982年度から2018年度末までの37年間で、239人の新生児里親委託を実施しました。

特別養子縁組の実績

年度	2014	2015	2016	2017	2018
特別養子縁組前提委託数	19件	21件	28件	20件	24件
特別養子縁組成立数	16件	28件	23件	19件	21件

2019年の民法等の改正では、特別養子縁組対象年齢

が原則6歳未満までから原則15歳未満に大幅に拡大されました。これに伴い、新たに対象となる子どもについても特別養子縁組の可能性を検討する必要があります。また、年齢が高い子どもに対する特別養子縁組の取組について、配慮すべき点や子どもの意向の確認方法等について検討する必要があります。

一方、これまで施設の専門性をいかし、子どもを保護し、養育する重要な役割を担ってきた乳児院や児童養護施設については、家庭養育優先原則に向けた取組を進める中においても、依然施設での養育を必要とする子どもを受け入れる必要があります。できる限り良好な家庭的環境において、高機能化された養育や親子関係再構築に向けた保護者等への支援を行うとともに、里親を含む在宅家庭への支援等を行うことなど、施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換を図ることにより、更に専門性を高めていくことが求められています。

各施設が取組を進める上では、職員体制の強化と人材育成、専門職の配置のほか、一時保護や里親支援、市町村と連携した在宅支援等における施設機能の積極的な活用が必要です。また、このような取組を進める上で、施設での養育を必要とする子ども数の見込みと、新たな里親の確保の状況を十分に踏まえ、社会的養護を必要とする子どもの受け皿が不足することのないように留意する必要があります。

児童養護施設等を退所した子どもの中には、保護者がいないまたは保護者からの養育拒否等により生活基盤が脆弱であるため、やむなく離職や中途退学等に至る場合があります。

それぞれの子どもの希望する進路に進むことができるよう、高等学校や大学等への進学を推進するための学習支援の充実や、就職に必要な資格取得や進学等に必要経費等を支援することが必要です。また、自立が困難な場合には、施設等入所の延長や自立援助ホームの活用など、生活をする場所の確保と、生活指導、心理面での支援を継続する必要があります。



～取組の方向性～

「子どもの主体的な権利の保障」と「家庭養育優先の理念」の 実現に向け、里親等委託の推進や施設等入所児童の 自立支援など、社会的養育体制の充実を図ります。

◇今後の取組

(当事者である子どもの権利擁護)

- 児童相談センターは、施設や里親等の下で生活する子どもに対し、権利の意味と権利が侵害された際の解決方法を説明する「あいち子どもの権利ノート」と、入所中の不満や不安等を伝えるための「ミニレター」を配布するとともに、権利擁護を目的とした面接を実施します。
- 県は、子どもや保護者の意向を十分に踏まえた相談援助活動ができるよう、児童相談センター職員を対象として、子どもが権利の主体であることを念頭に置いた「権利擁護研修」を実施し、子どもの権利を守る立場として専門性の向上を図ります。
- 県は、子どもの権利を擁護する仕組みとして、児童相談センターや施設等から一定の独立性を持つ第三者機関等における審議・調査や、子どもの意見表明を代弁する意見表明支援員（子どもアドボケイト）の配置について、国のモデル事業の実施状況等を踏まえ、検討します。 (以上 福祉局)

(里親等への委託の推進)

- 養育里親を確保するため県のホームページを充実するとともに、市町村等と連携した重点的な活動を実施するなど、普及啓発活動を強化します。
- 県は、里親登録研修を休日に開催するなど、里親登録希望者が参加しやすい研修体制を整えます。また、登録後の里親に対しても、里親委託の不調等を予防するため、養育技術の向上を目的とした研修を実施するとともに、委託後に地域で孤立しないよう支援

します。

- 県は、里親制度の啓発及び里親が援助を必要とするときに子どもを一時的に預かるヘルパーとして活動する本県独自の「里親サポーター」を養成し、里親を応援します。
- 県は、ファミリーホーム運営者等との連携を図り、ファミリーホームを新たに設置する事業者を支援します。また、運営経費（児童保護措置費）における算定基準の改善等について、国に働きかけます。
- 県は、児童相談センターに里親養育支援児童福祉司*10を配置し、里親が安心して養育を行える環境を整えるとともに、里親に養育される子どもの安全・安心が守られるための支援を充実します。
- 里親等委託を推進するため、県は、児童相談センターに里親等委託調整員*11及び里親等相談支援員*12、心理訪問支援員*13を配置します。また、乳児院と児童養護施設への里親支援専門相談員*14の配置を進めます。
- 県は、乳児院・児童養護施設等の専門性を活用したフォスタリング業務（質の高い里親養育がなされるために行われるさまざまな支援）の委託や、愛知県里親会連合会及び愛知県ファミリーホーム協議会との連携など、フォスタリング業務の包括的な実施体制の充実を図ります。 (以上 福祉局)

(パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進)

- 児童相談センターは、医療機関や市町村と連携して、特別養子縁組を前提とした新生児里親委託に取り組



特集 I : 愛知県の社会的養育推進計画

みます。

- 児童相談センターは、特別養子縁組の対象年齢の拡大を踏まえ、特別養子縁組等の取組に当たっては、可能な限り当事者となる子どもの意見を聴取した上で、慎重に取組を進めます。(以上 福祉局)

(施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換)

- 施設での養育を必要とする子どもに対して「できる限り家庭的な環境」において支援を行うため、県は、施設の小規模かつ地域分散化に向けた取組を支援します。
- 施設での養育が必要とされる高いケアニーズを抱える子どもを支援していくため、県は、心理職・看護師等専門職員の配置への助成や、専門性の向上を目的とした研修を実施し、施設の高機能化を推進します。
- 県は、一時保護専用施設¹⁵の設置やフォスターリング業務の委託を始めとする里親支援機能の強化、市町村と連携した在宅支援（ショートステイ事業等）の実施など、施設が持つ専門性を活用した機能転換・多機能化に向けた取組を支援するとともに、児童家庭支援センター¹⁶の設置について、その必要性を検討します。(以上 福祉局)

(社会的養育自立支援の推進)

- 県は、施設等からの退所を控えた子どもの継続支援計画¹⁷を作成する支援コーディネーターと、継続支援計画に基づく相談支援を実施する生活相談支援担当職員を児童相談センターに配置します。
- 県は、継続支援計画を作成した人のうち特に支援が必要な人に対して、20歳から22歳の年度末まで児童養護施設、里親宅、ファミリーホーム等において生活の場所を提供するとともに、児童養護施設等に対して生活に要する費用を助成します。
- 退職等により自立の継続が困難となった子ども（18歳以上を含む。）の自立支援を図るため、自立援助ホームを活用していきます。

- 県は、児童養護施設等の退所後、就職や大学進学をする者に対し、家賃や生活費の貸付をし、安定した生活基盤の構築と就職に必要な資格取得を支援します。

- 県は、県民からの寄付により造成された「子どもが輝く未来基金」を活用し、児童養護施設等入所児童を対象に、大学等への入学金や受験料、施設からの自立のための転居費用等の助成を行います。

(以上 福祉局)

◇目標

項目名	現況	目標
施設等入所児童に占める里親等委託率の割合	15.9% (2018年度)	20.0%

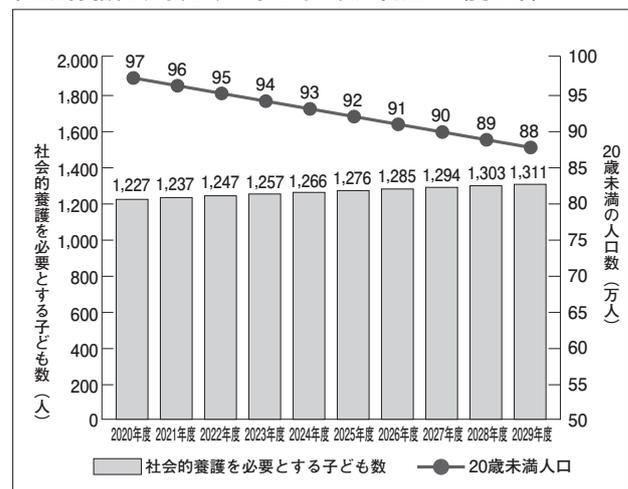
愛知県社会的養育推進計画（別表）

愛知県（名古屋市を除く）においては、今後も20歳未満の人口は減少する傾向にありますが、近年の養護相談件数の増加等により、社会的養育を必要とする子どもの人数は2024年度には1,266人、2029年度には1,311人となる見込みです。

この見込みに対し、社会的養育を必要とする子どもの受け皿が不足することがないように社会的養育体制を充実させていく必要があります。

社会的養育を必要とする子ども数の見込みと養育里

社会的養育を必要とする子どもの数の見込み（愛知県）





年齢区分別 社会的養護を必要とする子どもの数の見込み（愛知県）

年度	3歳未満	3歳以上 就学前	学童期以降	合計
2020	153人	195人	879人	1,227人
2021	154人	197人	886人	1,237人
2022	156人	198人	893人	1,247人
2023	157人	200人	900人	1,257人
2024	158人	201人	907人	1,266人
2025	159人	203人	914人	1,276人
2026	161人	204人	920人	1,285人
2027	162人	205人	927人	1,294人
2028	163人	207人	933人	1,303人
2029	164人	208人	939人	1,311人

親の登録状況等を踏まえ、愛知県では、2024年度及び2029年度における里親等委託率の目標数値を次のように設定しました。

2024年度・2029年度時点における里親等委託率の目標数値

	2024年度	2029年度
全体	20.0%	35.0%
3歳未満	28.5%	49.4%
3歳から学童期未満	25.9%	45.7%
学童期以降	17.2%	30.1%

愛知県の2024年度と2029年度における、施設定員数と入所等児童数の見込みは次のとおりです。

乳児院・児童養護施設の定員数の見込み

		2018年度末	2024年度末	2029年度末
乳児院	本体施設	施設数	4施設	5施設
		定員	109人	100人
		小規模グループケア	24人	80人
児童養護施設	本体施設	施設数	22施設	22施設
		定員	943人	736人
		小規模グループケア	99人	341人
	グループホーム	力所数	15力所	32力所
		定員	91人	192人
定員合計		1,034人	928人	
定員合計	本体施設	1,052人	836人	
	グループホーム	91人	192人	
	合計	1,143人	1,028人	

施設等に入所する子ども数の推移

社会的養護を必要とする子ども数の見込み		2019年1月1日現在	2024年度末	2029年度末
3歳未満	里親・ファミリーホーム	38人	45人	81人
	乳児院・児童養護施設	108人	113人	83人
	小計	146人	158人	164人
	里親等委託率	26.0%	28.5%	49.4%
3歳から学童期未満	里親・ファミリーホーム	26人	52人	95人
	乳児院・児童養護施設	163人	149人	113人
	小計	189人	201人	208人
	里親等委託率	13.7%	25.9%	45.7%
学童期以降	里親・ファミリーホーム	105人	156人	283人
	乳児院・児童養護施設	737人	751人	656人
	小計	842人	907人	939人
	里親等委託率	12.4%	17.2%	30.1%
合計	里親・ファミリーホーム	169人	253人	459人
	乳児院・児童養護施設	1,008人	1,013人	852人
	合計	1,177人	1,266人	1,311人
	里親等委託率	14.3%	20.0%	35.0%